

PRISM 審査会運営要領 (策定)

令和 4 年 3 月 3 1 日
ガバニングボード決定

官民研究開発投資拡大プログラム運用指針 (ガバニングボード決定。以下「運用指針」という。) に基づく PRISM 審査会の運営は、運用指針及び「官民研究開発投資拡大プログラム運営委員会等における利益相反について」(平成 29 年 7 月 6 日付け府政科技第 634 号) に定めるもののほか、本要領に基づき行うこととする。

1. 構成及び委員

(1) 構成

- ① PRISM 審査会 (以下「審査会」という。) は、3 名以上、かつ、ガバニングボード委員、プログラム統括及び有識者で構成するものとし、審査会には、座長及び座長代理を置く。
- ② 座長は、ガバニングボード座長が、ガバニングボード委員の中から指名する。ただし、ガバニングボード座長自らが座長になることを妨げない。
- ③ 座長代理は、座長が、審査会委員の中から指名する。
- ④ 有識者は、座長の意見を踏まえて選定し、内閣府が委嘱する。有識者の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(2) 委員

審査会委員は、別紙のとおりとする。

2. 業務

(1) 審査会の業務

- ① 審査会は、運用指針に定める審査等の業務を行う。
- ② ガバニングボードは、①以外に、運用指針に定める事項について、審査会に審査等を行わせることができる。

(2) 座長の業務

- ① 座長は、(1)の業務を実施するため、審査会を開催する。また、必要に応じ、審査会委員以外の者を出席させることができる。
- ② 座長は、審査会の議事運営を行い、審査等の結果を取りまとめる。
- ③ 座長は、審査等を行う事項について直接の利益相反関係を有する審査会委員を審査等に参加させないことができる。座長自らが利益相反関係を有する場合は、座長代理にその業務を代行させることができる。
- ④ 本要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、座長が定める。

3. 事務局

審査会の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の SIP/PRISM 担当グループが務める。

(別紙)

PRISM 審査会委員

篠原 弘道 CSTI 有識者議員 (日本電信電話株式会社取締役会長) 【座長】

上山 隆大 CSTI 有識者議員 (常勤) 【座長代理】

久間 和生 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長

橋本 和仁 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長 ※

須藤 亮 内閣府政策参与・プログラム統括

※令和4年4月1日以降